

J:COMガス Supplied by 大阪ガス 個別約款 (まとめトク料金コース)

2026年8月1日実施

JCOMマーケティング株式会社

目 次

1. 用語の定義	1
2. 適用条件	1
3. 料金	1
4. 精算	1
5. 解約等	1
6. その他	1
料金表	2
付則	6

1. 用語の定義

本個別約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「まとめトク料金コース」とは、J:COMガス Supplied by 大阪ガス 基本約款及び本個別約款に基づきお客さまと当社との間で締結する自由料金契約をいいます。

2. 適用条件

本個別約款は、当社又との間で電気需給契約を締結し、その供給を受けているお客さまが、まとめトク料金コースを希望される場合に適用いたします。

3. 料金

当社は、別表の料金表（各料金表の基本料金、基準単位料金又はJ:COMガス Supplied by 大阪ガス 基本約款19の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して料金を算定いたします。なお、本個別約款による平均原料価格の算定にあたっては、J:COMガス Supplied by 大阪ガス 基本約款19（2）②ただし書きの適用はないものといたします。

4. 精算

2の条件を満たさないでガスをご使用の場合、原則として、当社は条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日（当該日が定例検針日と同日の場合はその日とし、5（2）において同じ。）までさかのぼって精算させていただきます。この場合の精算額は、J:COMガス Supplied by 大阪ガス 基本約款及びJ:COMガス Supplied by 大阪ガス 個別約款（一般コース）に定める料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額とさせていただきます。

5. 解約等

- (1) 当社又との間の電気需給契約を解約した場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。この場合、まとめトク料金コースから一般コースへと契約種別を変更いたします。なお、当社は、電気需給契約の契約状況を確認させていただく場合があります。
- (2) (1)に基づく契約種別の変更日は、当社が2に定める適用条件を満たさなくなったことを覚知して以降最初の定例検針日といたします。

6. その他

その他の事項については、J:COMガス Supplied by 大阪ガス 基本約款を適用いたします。

料金表

料金表 I 基本料金等

第1表 ガス利用料

1. 適用区分

料金表 A ご使用量が 0 立方メートルから 20 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 B ご使用量が 20 立方メートルを超え、50 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 C ご使用量が 50 立方メートルを超え、100 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 D ご使用量が 100 立方メートルを超え、200 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 E ご使用量が 200 立方メートルを超え、350 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 F ご使用量が 350 立方メートルを超え、500 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 G ご使用量が 500 立方メートルを超え、1,000 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 H ご使用量が 1,000 立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 料金表（まとめトク料金コース）

① 料金表 A

イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	1, 2 6 2 . 7 0 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	-------------------------------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 4 2 . 5 7 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	----------------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとにJ:COMガス Supplied by 大阪ガス 基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

② 料金表B

イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	1, 3 1 9. 5 0 円 (消費税等相当額を含みます。)
--------------------	------------------------------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 3 9. 7 3 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	---------------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとにJ:COMガス Supplied by 大阪ガス 基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

③ 料金表C

イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	1, 5 5 0. 0 0 円 (消費税等相当額を含みます。)
--------------------	------------------------------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 3 5. 1 2 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	---------------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとにJ:COMガス Supplied by 大阪ガス 基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

④ 料金表D

イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	1, 9 6 4. 0 0 円 (消費税等相当額を含みます。)
--------------------	------------------------------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 3 0 . 9 8 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	----------------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとにJ:COMガス Supplied by 大阪ガス 基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑤ 料金表E

イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	3 , 2 6 8 . 0 0 円 (消費税等相当額を含みます。)
--------------------	--------------------------------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 2 4 . 4 6 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	----------------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとにJ:COMガス Supplied by 大阪ガス 基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑥ 料金表F

イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	3 , 2 7 2 . 0 0 円 (消費税等相当額を含みます。)
--------------------	--------------------------------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 2 4 . 4 5 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	----------------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとにJ:COMガス Supplied by 大阪ガス 基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑦ 料金表G

イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	4, 6 8 2. 0 0 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	------------------------------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 2 1. 6 3 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	---------------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとにJ:COMガス Supplied by 大阪ガス 基本約款19の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑧ 料金表H

イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	7, 1 1 2. 0 0 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	------------------------------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 1 9. 2 0 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	---------------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとにJ:COMガス Supplied by 大阪ガス 基本約款19の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

3. 延滞手数料 400円 (税込440円)

付則

1. 本個別約款の実施期日

本個別約款は、2022年4月1日から実施いたします。

（実施期日）

この改正規定は、2026年4月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、2026年8月1日から実施します。